

ALSO-Japan 事業細則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本事業は、Advanced Life Support In Obstetrics – Japan 事業と称し、ALSO-Japan 事業と略称する。

(運営)

第 2 条 本事業は、NPO 法人周産期医療支援機構（以下、「本機構」という。）（本部：石川県七尾市）の周産期医療専門医養成事業の一環として行われる。

第 2 章 目的および事業内容

(目的)

第 3 条 本事業は、医師、助産師、医学生、研修医、またはプライマリケア医などの周産期救急医療に関わる全ての医療プロバイダー並びに将来医療プロバイダーを目指す者が、周産期救急に効果的に対処できる知識や能力を発展維持させるため、次条に定める教育コースの実施及び普及活動並びにこれに付随する活動をおこなうことによって、周産期医療専門医養成に貢献し地域医療を推進することを目的とする。

(事業内容)

第 4 条 本事業は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

(1) 教育コースの実施

- ① ALSO プロバイダーコース
- ② ALSO インストラクターコース
- ③ ALSO リフレッシュコース
- ④ ALSO デモンストレーションコース
(①から④を以下 ALSO セミナーと称する)
- ⑤ BLSO プロバイダーコース
- ⑥ BLSO インストラクターコース
- ⑦ BLSO デモンストレーションコース
(⑤から⑦を以下 BLSO セミナーと称する)

- (2) ALSO・BLSO セミナーの普及活動
- (3) ALSO・BLSO セミナーに関する講演
- (4) ALSO・BLSO セミナー及び ALSO・BLSO セミナーに関する講演の実施、運営に必要な環境整備並びに備品整備
- (5) ALSO・BLSO セミナーの教育ツールを使用した医学教育への支援

(ALSO・BLSO セミナー参加費用)

第5条 主催者は、ALSO・BLSO セミナーを開催する場合、本機構に ALSO-Japan 事業執行部が定めた金額を支払わなければならない。

第3章 会員

(ALSO 会員)

第6条 本事業に参加した者のうち次の各号に当てはまる者を、ALSO 会員とする。

- (1) 2009年4月1日以降、本機構が実施する ALSO セミナー又は BLSO セミナーへの参加申し込みを完了した者
- (2) 2009年3月31日までに国内または国外で、ALSO プロバイダーコースまたはインストラクターコースを修了した者で、ALSO 会員になることを希望し、その申請を行い、ALSO-Japan 事業執行部が入会を許可した者
- (3) その他本細則第3条の目的に賛同し、ALSO 会員になることを希望し、その申請を行い、ALSO-Japan 事業執行部が入会を許可した者

(ALSO 会員の種類)

第7条 ALSO 会員の種類を次の通り定める。

- (1) ALSO-Japan プロバイダー（以下「ALSO プロバイダー」という）
 - ① ALSO プロバイダーコースを修了した者を ALSO プロバイダーとする
- (2) ALSO-Japan 認定インストラクターキャンディデイト（以下「キャンディデイト」という）

- ① ALSO インストラクターコースを修了した者のうち、ALSO-Japan 事業執行部から、ALSO-Japan 認定インストラクターの認定を受けていない者をキャンディデイトとする。
 - ② ALSO インストラクターコースは、ALSO プロバイダーコースを修了した者でなければ、これを受講することができない。
 - ③ キャンディデイトは、ALSO-Japan 認定インストラクター指導の下、ALSO セミナーにおいて、講師として指導を行うことができる。
- (3) ALSO-Japan 認定インストラクター（以下「インストラクター」という）
- ① 本細則第 17 条第 2 項 1 号に掲げる手続を経て、ALSO-Japan 事業執行部から認定を受けた者をインストラクターとする。
 - ② インストラクターは、ALSO セミナーを開催することが出来る。ただし、予め ALSO-Japan 事業執行部の許可を得なければならない。
 - ③ インストラクターのうち、ALSO セミナーを開催するインストラクターを ALSO-Japan コースディレクター（以下「ディレクター」という）と称する。
- (4) ALSO-Japan 特別指導教官（以下「特別教官」という。）。
- ① 本細則第 17 条第 3 項 1 号に掲げる手続を経て、ALSO-Japan 事業執行部から委嘱を受けた者を特別教官とする。
 - ② 特別教官は、キャンディデイト評価など ALSO-Japan 事業の発展のために必要な重要業務を ALSO-Japan 事業執行部の依頼を受け遂行する。
- (5) BLSO プロバイダー
- ① BLSO プロバイダーコースを修了した者を BLSO プロバイダーとする。

（入会・会員期間）

第 8 条

- 1 ALSO 会員の入会について、次の通り定める。
- (1) ALSO 会員になろうとする者は、本機構理事長が定める様式による ALSO セミナーへの参加申込書及び会員規約への同意書を提出し、ALSO-Japan 事業執行部が指定する金融機関口座に参加費の納入（以

下、「参加申込み手続」という。)をしなければならない。ただし、本細則第6条第2号及び第3号により会員になろうとする者は、予め ALSO-Japan 事業執行部にその旨を申し出、入会及び入会手続に関する説明を受けた後に、参加申込み手続をすることとする。

- 2 ALSO 会員が当機構定款第3条及び本細則第3条に掲げる目的に賛同し、ALSO セミナー等へ参加する意思を明確にするため、次の期間を定める。
 - (1) 2009 年 4 月 1 日以降、本細則第6条第1号による参加申込み手続を行った者は、参加申込み手続が完了した時点 (ALSO-Japan 事業執行部が、会員規約への同意書の提出、参加費納入の両方を確認した時点) で ALSO 会員となり、申し込みを行った ALSO セミナーが実施される月から 12 ヶ月後の月末日までを会員期間とする (例: ALSO セミナーが実施される月が平成 25 年 11 月ならば、ALSO 会員期間とは、平成 26 年 11 月末日までの期間とする)。
 - (2) 2009 年 3 月 31 日までに国内または国外で、本細則第6条第2号による参加申込み手続を行った者は、ALSO-Japan 事業執行部から入会を認められた時に ALSO 会員となり、その時から 12 ヶ月後の月末日までを会員期間とする (例: ALSO 会員と認められた月が平成 25 年 11 月ならば、ALSO 会員期間とは、平成 26 年 11 月末日までの期間とする)。
 - (3) 本細則第6条第3号による参加申込み手続を行った者は、ALSO-Japan 事業執行部から入会を認められた時に ALSO 会員となり、入会が認められた月より 12 ヶ月後の月末日までを会員期間とする (例: ALSO 会員と認められた月が平成 25 年 11 月ならば、ALSO 会員期間とは、平成 26 年 11 月末日までの期間とする)。

(会員期間の継続)

第9条

- 1 ALSO 会員は、会員継続手続きを完了することにより、前条に定める会員期間を継続することができる。
- 2 会員期間の継続を希望する ALSO 会員は、入会期間最終日までに会員期間の継続を希望する旨 ALSO-Japan 事業執行部に連絡し、本機構からなされる会員継続手続 (年会費 5,000 円納入を含む。) にかかる案内に従い、会員継

続手続きを完了しなければならない。

- 3 前項に定める期日までに会員期間の継続手続きを完了しない場合、本機構が実施する研修事業、養成事業に参加することができない。

(入会金、年会費について)

第 10 条

- 1 入会金 5,000 円、年会費 5,000 円と定める。
- 2 納められた入会金、年会費は、退会、除名、死亡を含めいかなる理由があっても返還されない。
- 3 納入された会費は、本機構の事業運営上必要な経費に充てる。

(退会および除名)

第 11 条

- 1 ALSO 会員は、次の場合にその資格を失う。
 - (1) 退会届の提出をした場合
 - (2) 本人が死亡した場合
 - (3) 本機構が解散した場合
 - (4) 継続して 2 年間会費を滞納した場合
 - (5) 除名された場合
- 2 本条第 1 項第 1 号による場合、ALSO 会員は本機構に対して、本機構理事長が定める様式による退会届を提出しなければならない。
- 3 本条第 1 項第 4 号による事由で一旦資格を失った者の再入会について
 - (1) 本条第 1 項第 4 号による事由で一旦資格を失った後再入会を希望する者は、あらためて ALSO・BLSO プロバイダーコースを受講する、または滞納分の年会費と、ALSO 会員入会金を本機構に納めることを条件に ALSO-Japan 事業執行部の再入会審査を受けなければならない。後者の場合は、本機構理事長が定める様式による申請書を提出しなければならない。
 - (2) ALSO-Japan 事業執行部は、申請者の再入会可否、再入会に必要な事項を決定し、本人に結果を通達する。

(3) 当該申請者は、本項第2号の結果に従い、以後の手續きをおこなうこととする

4 ALSO 会員が、次の各号に該当すると本機構理事会が判断したときは、本機構総会において除名の決議に付することができる。総会の決議にあたり、当該会員に弁明の機会を保証するものとする。

(1) 本機構の定款等に違反した場合

(2) 本事業の活動の目的に反し、会員にふさわしくない行為があった場合

(3) 本機構の名誉を傷つけ又は本事業の目的に反する行為があった場合

(4) 社会通念を逸した行為がみられたとき。

(罰則)

第12条

1 除名された者は、本機構データベースから削除され、以後、再入会することはできない。

2 本機構の名称を悪用あるいは乱用し、本機構の名誉を傷つけたときは、その程度によって、法的処置を行使することがある。

第4章 事業執行部

(執行部役員)

第13条

1 本事業を執行するにあたり、事業執行部を設置する。

2 事業執行部には次の役員を置く。

(1) ALSO-Japan 顧問教官数名

① ALSO-Japan 顧問教官は、ALSO-Japan 認定指導教官を兼任する。

(2) ALSO-Japan 委員数名

(役員を選出)

第14条

1 ALSO-Japan 顧問教官は、インストラクターの資格を有する本機構会員の
中から、本機構理事長が委嘱する。

- 2 ALSO-Japan 委員は、ALSO 事業に精通した本機構会員の中から本機構理事長並びに ALSO-Japan 顧問教官が協議の上指名する。ただし、本機構理事長並びに ALSO-Japan 顧問教官が必要と認めるときは、この限りでない。

(役員の業務)

第 15 条

- 1 ALSO-Japan 顧問教官は、ALSO-Japan 事業の運営を統括する。
- 2 ALSO-Japan 委員は、ALSO-Japan 顧問教官を補佐し、ALSO-Japan 顧問教官が事故の際はこれを代行する。
- 3 本事業における通常業務の運営は、本執行部が執り行う。本機構定款の変更等に関わる重要事項が生じた場合は、案を作成し理事会に提出する。

(役員の任期)

第 16 条 役員の任期は 2 年とし再任を妨げない。

第 5 章 会員の認定及び資格更新

(会員の認定)

第 17 条

1 ALSO プロバイダー

- (1) ALSO プロバイダーとなるためには、ALSO プロバイダーコースを修了しなければならない。
- (2) ALSO プロバイダー認定は、5 年ごとに更新する。

※2020 年 4 月以降にプロバイダー認定または認定更新を受けた者は、3 年ごとの更新となる（米国家庭医学会（AAFP）の方針変更による）。

- ① ALSO プロバイダー認定期間は、合格したコースの修了日より 5 年後の認定月末日までとする（例：修了日が平成 25 年 10 月 20 日ならば、プロバイダー認定期間とは、平成 25 年 10 月 20 日～平成 30 年 10 月 31 日の期間とする）。
- ② 海外で ALSO プロバイダー認定を受けた者のプロバイダー認定期間
 - i) 海外コースで定められた認定期間内に本機構の認める ALSO プ

ロバイダーコースを受講した場合は、新たに合格したコースの修了日より5年後の認定月末日までとする（例：修了日が平成25年10月20日ならば、プロバイダー認定期間とは、平成25年10月20日～平成30年10月31日の期間とする）。

ii) 海外コースで定められた認定期間内に ALSO 会員となり、本機構の認める ALSO プロバイダーコースにおいて講師（インストラクターまたはキャンディデイト）あるいはアシスタントとして参加した実績がある場合は、最初に当該活動をおこなったコースの修了日より5年後の認定月末日までとする（例：修了日が平成25年10月20日ならば、プロバイダー認定期間とは、平成25年10月20日～平成30年10月31日の期間とする）。

iii) 海外コースで定められた認定期間を過ぎた場合は、本機構の認める ALSO プロバイダーコースを受講し、修了するまでプロバイダー資格を失効する。

③ その他、ALSO プロバイダー認定について、細則に定められた内容以外の例外事項については、ALSO-Japan 事業執行部がその対応を決定する。

2 インストラクター

(1) インストラクターとなるためには、キャンディデイトが、次の手順を経て、ALSO-Japan 事業執行部から認定を得なければならない。

① キャンディデイト評価を受けるための推薦を得る

キャンディデイトは、原則として、ALSO インストラクターコース修了後1年以内に1回以上、インストラクター指導の下、プロバイダーコースの教官として指導をおこない、最後に当該キャンディデイトが参加した ALSO-Japan プロバイダーコースを開催したディレクターからキャンディデイト評価を受けるための推薦を得なければならない。この期間内に指導の実績が無い場合、インストラクター認定を受けることができないことがある。

i) ディレクターは、キャンディデイト評価を受けるための推薦をする場合、キャンディデイト評価申請書を ALSO-Japan 事業執行部に提出しなければならない。

② キャンディデイト評価実施の決定

- i) ALSO-Japan 事業執行部は、キャンディデイト評価申請書を受理後、当該キャンディデイトについてキャンディデイト評価をおこなうか否かを決定する。
 - ii) キャンディデイト評価をおこなうと決した場合、ALSO-Japan 事業執行部は、当該キャンディデイト、推薦者、評価を受ける ALSO-Japan プロバイダーコースのディレクター、及び評価を行う特別教官にこれを通知する。キャンディデイト評価を行わない場合も、当該キャンディデイト及び推薦者にこれを通知する。
- ③ キャンディデイト評価
- i) キャンディデイト評価は、特別教官がおこなう。
 - ii) 特別教官は、キャンディデイト評価後、評価表を ALSO-Japan 事業執行部に提出する。
- ④ インストラクター認定
- i) ALSO-Japan 事業執行部は、キャンディデイト評価の結果を踏まえて審査をおこない、当該キャンディデイトをインストラクターとして認定する否か決定する。
 - ii) ALSO-Japan 事業執行部は、審査の結果を当該キャンディデイトに通知する。
 - iii) 認定と決定した場合、ALSO-Japan 事業執行部は、認定者に対して認定証を発行する。
- ⑤ 海外でインストラクターコースを受講した者についてのインストラクター認定
- i) 本機構の認める日本国内における ALSO インストラクター認定を受けるためには、ALSO 会員である必要がある。
 - ii) 海外での ALSO プロバイダー認定資格の期限が切れている場合は、ALSO プロバイダーコースを受講し修了しなければならない。
 - iii) 海外でインストラクター認定を受け、認定期間内である ALSO 会員は、ALSO プロバイダーコースにおいてキャンディデイトとして最低 1 回以上指導を行い、キャンディデイト評価を受けなければならない。評価後の認定手続きは、本号④に準ずる。

また、認定期間は、本項第2号に準ずる。

iv) 海外でインストラクターコースを受講したが、インストラクター認定を受けていない ALSO 会員のインストラクター認定については、本項第1号①②③④に準ずる。また、認定期間は、本項第2号に準ずる。

(2) インストラクター認定は、5年ごとに更新する。

① インストラクター認定期間は、認定を受けたコースの修了日より5年後の認定月末日までとする（例：修了日が平成25年10月20日ならば、インストラクター認定期間とは、平成25年10月20日～平成30年10月31日の期間とする）。

② インストラクター認定を受けてから18ヶ月以上 ALSO プロバイダーコースにおいてインストラクターとして指導を行なった実績がない場合は、ALSO プロバイダーコースにおいて最低1回以上キャンディデイトとして指導を行わなければならない。

(3) その他、インストラクター認定について、細則に定められた内容以外の例外事項については、ALSO-Japan 事業執行部がその対応を決定する。

3 ALSO-Japan 特別指導教官

(1) 特別教官となるためには、次の要件を満たすインストラクターが、ALSO-Japan 事業執行部から委嘱される。

① 委嘱対象となるインストラクター

i) ディレクターを複数回経験していること。

ii) ALSO-Japan 事業活動へ貢献した ALSO 会員であること。

iii) ALSO-Japan 事業に精通した ALSO 会員であること。

② 特別教官の委嘱

i) ALSO-Japan 事業執行部は、当該インストラクターの活動実績、ALSO-Japan 事業活動への貢献及び理解の程度を審査し、特別教官に委嘱するか否かを決定する。

ii) ALSO-Japan 事業執行部は、審査の結果を当該インストラクターに通知する。

iii) 委嘱と決定した場合、ALSO-Japan 事業執行部は、委嘱者に対して委嘱証を発行する。

- (2) 特別教官の委嘱期間は2年間とする。
- 4 BLSO プロバイダー
 - (1) BLSO プロバイダーとなるためには、BLSO プロバイダーコースを修了しなければならない。
 - (2) BLSO プロバイダー認定は、5年毎に更新する。
 - ① プロバイダー認定期間は、合格したコースの修了日より5年後の認定月末日までとする（例：修了日が平成25年10月20日ならば、プロバイダー認定期間とは、平成25年10月20日～平成30年10月31日の期間とする）。

（資格更新）

第18条

- 1 ALSO プロバイダー資格を有する ALSO 会員は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす場合、その修了認定を更新することができる。
 - (1) 会費納入等、本機構定款及び本細則で定められた ALSO 会員の義務を履行していること。
 - (2) ALSO プロバイダー資格の「認定月」とは、プロバイダー認定を受けた月とする。
 - (3) 過去2年以内に1回以上 ALSO リフレッシュコース、または ALSO プロバイダーコースに講師（インストラクターまたはキャンディデイト）あるいはアシスタントとして参加した実績を有すること（過去2年以内とは、例えば認定月が平成30年10月の場合平成28年11月1日～平成30年10月末日の期間を意味する）。
 - (4) 資格更新にあたり、ALSO-Japan 事業執行部が定める更新申請書をプロバイダー認定期間内に ALSO-Japan 事業執行部に提出すること。
 - (5) その他 ALSO-Japan 事業執行部が定める更新手続きを行うこと。
 - (6) プロバイダー資格更新手続きを ALSO-Japan 事業執行部が定める期限内に完了しない者は、ALSO プロバイダー資格を失効する。
 - (7) その他、ALSO プロバイダー資格更新について、細則に定められた内容以外の例外事項については、ALSO-Japan 事業執行部がその対応を決定する。
- 2 インストラクター資格を有する ALSO 会員は、次の各号に掲げる全ての要

件を満たす場合、その認定を更新することが出来る。

- (1) 会費納入等、本機構定款及び本細則で定められた ALSO 会員の義務を履行していること。
- (2) インストラクター資格の「認定月」とは、インストラクター認定を受けた月とする。
- (3) 過去5年以内に3回以上 ALSO プロバイダーコースにおいてインストラクターとして指導を行った実績を有すること（過去5年以内とは、例えば認定月が平成30年10月の場合平成25年11月1日～平成30年10月末日の期間を意味する）。
- (4) 過去18ヶ月以内に最低1回以上 ALSO プロバイダーコースにおいてインストラクターとして指導を行った実績を有すること（過去18ヶ月以内とは、例えば認定月が平成30年10月の場合平成28年5月1日～平成30年10月末日の期間を意味する）。
- (5) 資格更新にあたり、ALSO-Japan 事業執行部が定める更新申請書を認定月翌月末日までに ALSO-Japan 事業執行部に提出すること（例えば認定月が平成30年10月の場合、平成30年11月末日までを意味する）。
- (6) その他 ALSO-Japan 事業執行部が定める資格更新手続きに関する補足
 - ① 本項第3号はみたすが第4号をみたさない ALSO 会員で、インストラクター認定の更新を希望する者は、認定月の翌月より6ヶ月以内に、ALSO-Japan 事業執行部が指定する ALSO プロバイダーコースにおいて最低1回以上キャンディデイトとして指導を行い、キャンディデイト評価を受けなければならない。
 - ② 本号①に該当するものは、ALSO-Japan 事業執行部が定める更新申請書を、認定月翌月末日までに ALSO-Japan 事業執行部に提出しなければならない。
 - ③ 本項第4号はみたすが第3号をみたさない ALSO 会員で、インストラクター認定の更新を希望する者は、ALSO-Japan 事業執行部が定める更新申請書を、認定月翌月末日までに ALSO-Japan 事業執行部に提出し、インストラクター認定の更新について ALSO-Japan 事業執行部の審査を受けなければならない。ALSO-Japan 事業執行部は、申請者のインストラクター認定更新の可否、更新のために必要な事

項を決定し、本人に結果を通達する。当該申請者は、その結果に従い、以後の手続きをおこなうこととする。

- ④ その他、インストラクター資格更新について、細則に定められた内容以外の例外事項については、ALSO-Japan 事業執行部がその対応を決定する。

(7) 以上のインストラクター資格更新手続きを期限内に完了しない者は、インストラクター資格を失効する。

3 特別教官の資格を有する ALSO 会員は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす場合、その資格を更新することができる。

- (1) 会費納入等、本機構定款及び本細則で定められた ALSO 会員の義務を履行していること。
- (2) ALSO-Japan 事業執行部は、当該インストラクターの活動実績、ALSO-Japan 事業活動への貢献及び理解の程度を審査し、特別教官に再委嘱するか否かを決定する。
- (3) ALSO-Japan 事業執行部は、審査の結果を当該インストラクターに通知する。
- (4) 委嘱と決定した場合、ALSO-Japan 事業執行部は、委嘱者に対して委嘱証を発行する。

4 BLSO プロバイダー資格を有する者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす場合、その資格を更新することができる。

- (1) 会費納入等、本機構定款及び本細則で定められた ALSO 会員の義務を履行していること。
- (2) BLSO プロバイダー資格の「認定月」とは、プロバイダー認定を受けた月とする。
- (3) 過去2年以内に1回以上以下のいずれかの実績を有すること（過去2年以内とは、例えば認定月が平成30年10月の場合平成28年11月1日～平成30年10月末日の期間を意味する）。
 - ① ALSO、BLSO いずれかのプロバイダーコースヘアシスタントとして参加した実績を有すること。
 - ② ALSO リフレッシュコース、または ALSO プロバイダーコースを受講していること。
 - ③ ALSO プロバイダーコースに講師（インストラクターまたはキャン

ディデイト)あるいはアシスタントとして参加した実績を有すること。

- (4) 資格更新にあたり、ALSO-Japan 事業執行部が定める更新申請書をプロバイダー認定期間内に ALSO-Japan 事業執行部に提出すること。
- (5) その他 ALSO-Japan 事業執行部が定める資格更新手続きを行うこと。
- (6) プロバイダー資格更新手続きを ALSO-Japan 事業執行部が定める期限内に完了しない者は、BLSO プロバイダー資格を失効する。
- (7) その他、BLSO プロバイダー資格更新について、細則に定められた内容以外の例外事項については、ALSO-Japan 事業執行部がその対応を決定する。

第 6 章 医学教育への支援等

(暫定 ALSO-Japan 認定病院 の認定)

第 19 条 ALSO プロバイダーコースの内容を踏まえた産科医療研修を行える病院を ALSO-Japan 事業執行部が審査し、「暫定 ALSO-Japan 認定病院」に認定する。

2 暫定 ALSO-Japan 認定病院の認定を受けるためには、次の事項を満たす事を要する。

- (1) 当該病院に勤務する最低一名の指導医が ALSO プロバイダーコースを受講し ALSO プロバイダーの認定を受けていること
- (2) ALSO プロバイダーコースの内容を踏まえた研修を提供できること
- (3) ALSO-Japan の普及活動に協力できること
- (4) その他、ALSO-Japan 事業執行部が定める事項

3 認定期間は 2 年間とする。

(ALSO の教育ツールを使用した医学教育への支援)

第 20 条 ALSO-Japan 事業執行部は、ALSO の普及のために医学教育への支援をおこなう。

2 ALSO 会員が、ALSO に関連する教育ツール（シラバス日本語版など）を活用して実施する ALSO リフレッシュコース、ALSO デモンストレーション

コース及び ALSO セミナーに関する講演の事業、及び ALSO セミナー以外の臨時または定期的実施されるセミナーなどにおいて ALSO に関連する教育ツールの使用を希望する場合は、ALSO-Japan 事業執行部に申請手続きをおこなう必要がある。

- 3 ALSO-Japan 事業執行部は、前項の申請を受理後、審査をおこない、その結果を申請者に通知する。

第 7 章 事業細則の改訂

(事業細則の改訂)

第 21 条 本細則が改訂された場合、本機構ホームページなどの媒体を使って、ALSO 会員に周知を行う。

- 2 本細則が改訂された場合、その内容は改訂前に入会した ALSO 会員にも適用される。

附則

- 1、本細則第 8 条 1 項 1 号に定める ALSO セミナーへの参加申込書、第 9 条第 2 項に定める会員期間の継続を希望する旨、第 18 条第 1 項第 4 号、第 2 項第 5 号、及び第 4 項第 4 号に定める更新申請書に代えて、当機構が定める事項を遺漏無く記載した電子メールによることを認める。ただし、申請に用いる電子メールアドレスは予め ALSO-Japan 事業執行部に届出たものに限る。

2、規則の制定及び改訂

平成 21 年 4 月 1 日制定

平成 21 年 9 月 1 日改訂

平成 23 年 5 月 20 日改訂

平成 23 年 6 月 13 日改訂

平成 23 年 7 月 27 日改訂

平成 23 年 11 月 1 日改訂

平成 23 年 12 月 1 日施行

平成 25 年 10 月 8 日改訂

平成 25 年 11 月 8 日施行

令和 2 年 2 月 27 日改訂

令和 2 年 4 月 1 日施行

